

No. 11

ザンビア大学獣医学部
技術協力計画実施協議報告書

UNIVERSITY OF ZAMBIA
VETERINARY EDUCATION PROJECT

昭和60年2月

国際協力事業団

農 林 畜
J R
85 37

ザンビア大学獣医学部
技術協力計画実施協議報告書

UNIVERSITY OF ZAMBIA :
VETERINARY EDUCATION PROJECT

JICA LIBRARY



1019450643

昭和60年2月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 7. 16	533
登録No. 11732	87.9
	ADL

ま え が き

ザンビア国は鉱物資源（銅）に依存したモノカルチャー経済構造であるが、近年銅の国際価格が低水準にあること、採掘効率が悪化していることから、現在コスト割れで銅の輸出を余儀なくされており、経済環境は良くない。

他方、畜産分野においては約75万平方キロの国土に約230万頭の牛を飼養しているが、家畜生産性が低いため、国内需要を満たすため毎年約2万トンの牛肉を輸入している。

生産性の低い原因は第一に家畜衛生対策の遅れから家畜損耗率が高いこと、第二に、家畜の質（生産性）より数を保持する傾向のあるアフリカの伝統的牧畜形態が家畜生産の向上を阻害している。しかるに、ザンビアにはかなりの牧野が未開発のまま残されており、畜産のポテンシャルは高いといわれている。ザンビア国に現在約75名の獣医師がいるが、そのうちザンビア人獣医師はわずか12名にすぎない。このような極端な人材不足を解消するため、ザンビア政府は、国内に獣医師養成機関を設立することを計画し、1982年8月「ザンビア大学獣医学部設立計画」の協力をわが国に要請してきた。カウンダ大統領の訪日を契機に、わが国は無償資金協力により、獣医学部施設建設、機材整備を行うことを決定し、1983年8月（第Ⅰ期）及び1984年7月（第Ⅱ期）、交換公文が署名された。

一方、本計画に伴う技術協力要請に対応して、1984年4月、北海道大学獣医学部藤本幹教授を団長とする事前調査団が派遣され、技術協力の可能性が調査された。事前調査の報告をもとに、わが国としては、獣医学部4講座のうち、①病理学・寄生虫学・微生物学講座 ②疾病予防学講座を中心に技術協力を行う方針のもとに、国内獣医教育関係者の協力体制を整備するため、1984年9月、JICAに「ザンビア大学獣医学部技術協力計画・国内委員会」（尾形學教授・日本獣医学会長を委員長とし、5名の委員で構成）を設置した。さらに1984年10月、ザンビア大学関係者と協力計画を具体的に協議するため、2名の委員、北海道大学獣医学部金川弘司教授、JICA国際協力総合研修所、緒方宗雄専門員を長期調査員としてザンビアに派遣した。

獣医学部施設建設は1984年3月着工され、1986年2月に機材整備も含めて完了する予定である。

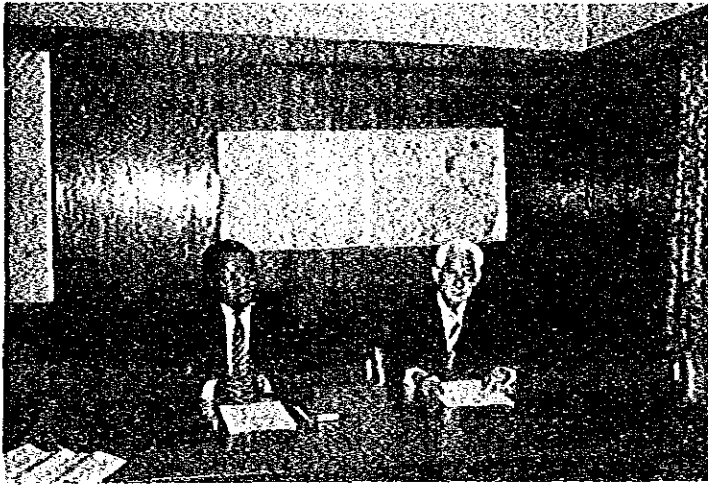
今般、事業団は「ザンビア大学獣医学部技術協力計画」を具体化し、発足させるため、1985年1月13日から1月28日まで、16日間にわたり、麻布大学尾形學教授を団長とする「実施協議チーム」をザンビアに派遣した。本計画に関する「討議議事録」（R/D）が1月22日、ザンビア政府国家開発計画省次官（Acting Permanent Secretary）と団長との間で署名され、ここに5ヶ年間にわたる技術協力が開始されることとなった。

本報告書は、実施協議チームの協議調査結果を取りまとめたものである。本報告書が、今後本プロジェクトに参加、協力される関係者の参考となれば幸いである。

最後に、本調査に際し、ご多忙にも拘らず調査に参加いただいた尾形団長、団員各位、現地でご支援いただいた在ザンビア日本大使館、施設建設関係者各位に対し、深甚なる謝意を表す次第である。

昭和60年2月

国際協力事業団
理事 山極 栄 司

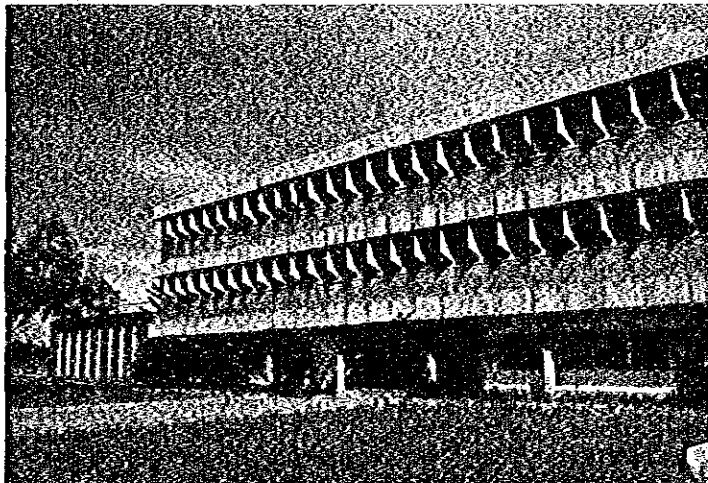
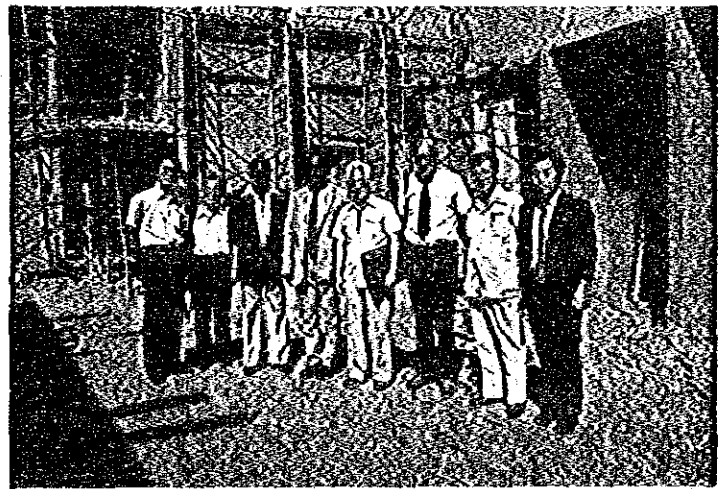


R/D 署名 (1985年1月22日)
 左側 国家開発計画省Mtonga 次官
 右側 尾形學 団長

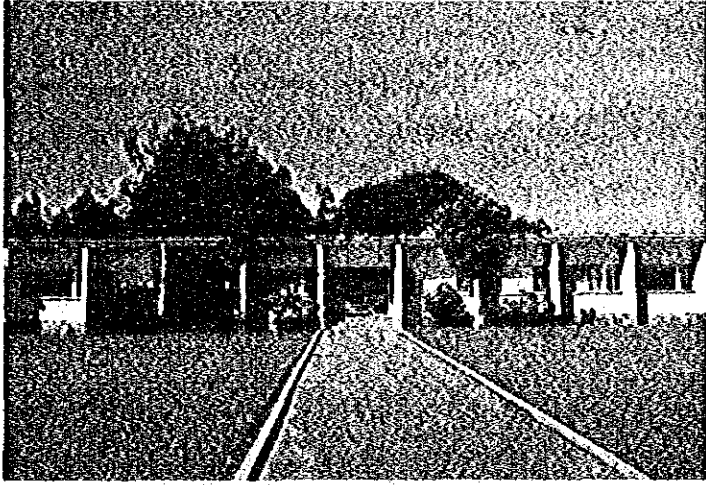
ザンビア大学獣医学部建設現場

左より

- 安岡団員
- 熊谷団員
- (1人おいて)
- Dr. Mweene 副学長補
- 尾形団員
- Dr. Lee 学部長
- 藤本団員
- 小野団員



ザンビア大学欽山学部
 (現在、獣医学部2年生の講義、実習室及び
 教室がある)



ザンビア大学農学部
(現在獣医学部1年生の講義が行われている)

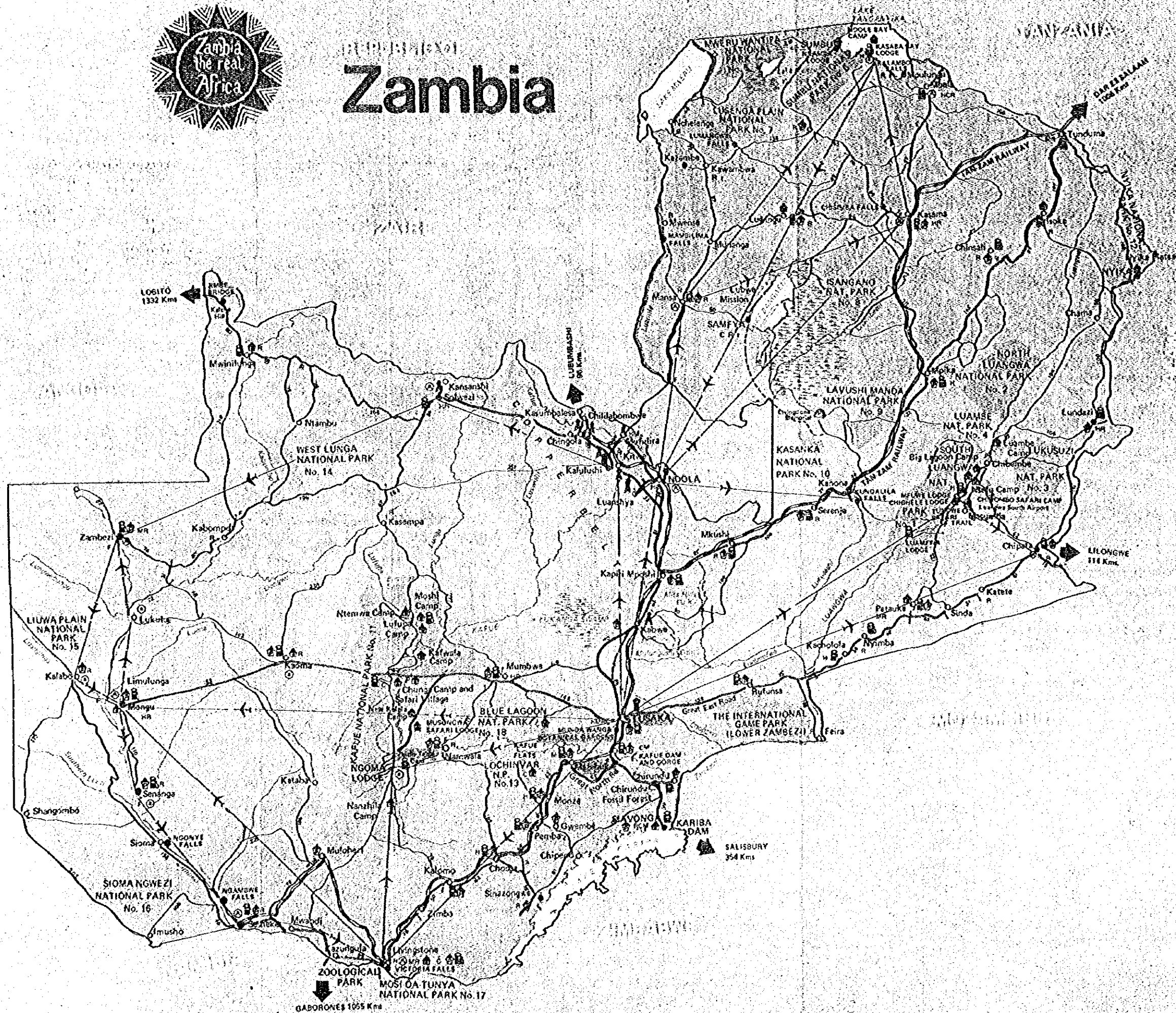
マザブカ家畜衛生学院
(獣医師補養成の2年制短大)

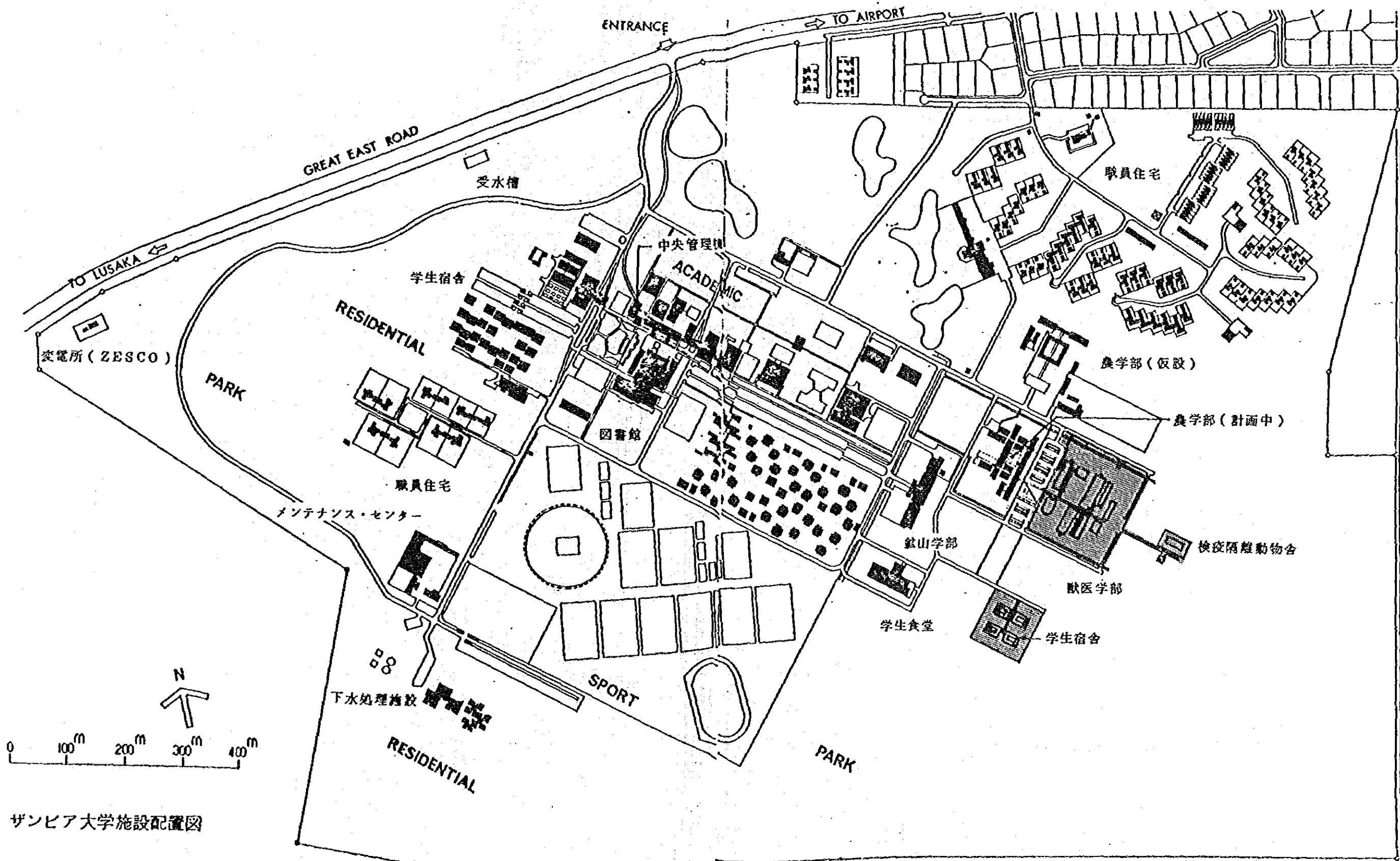


カフエ地区、ツエツエバエ防除のチェック
ポイント

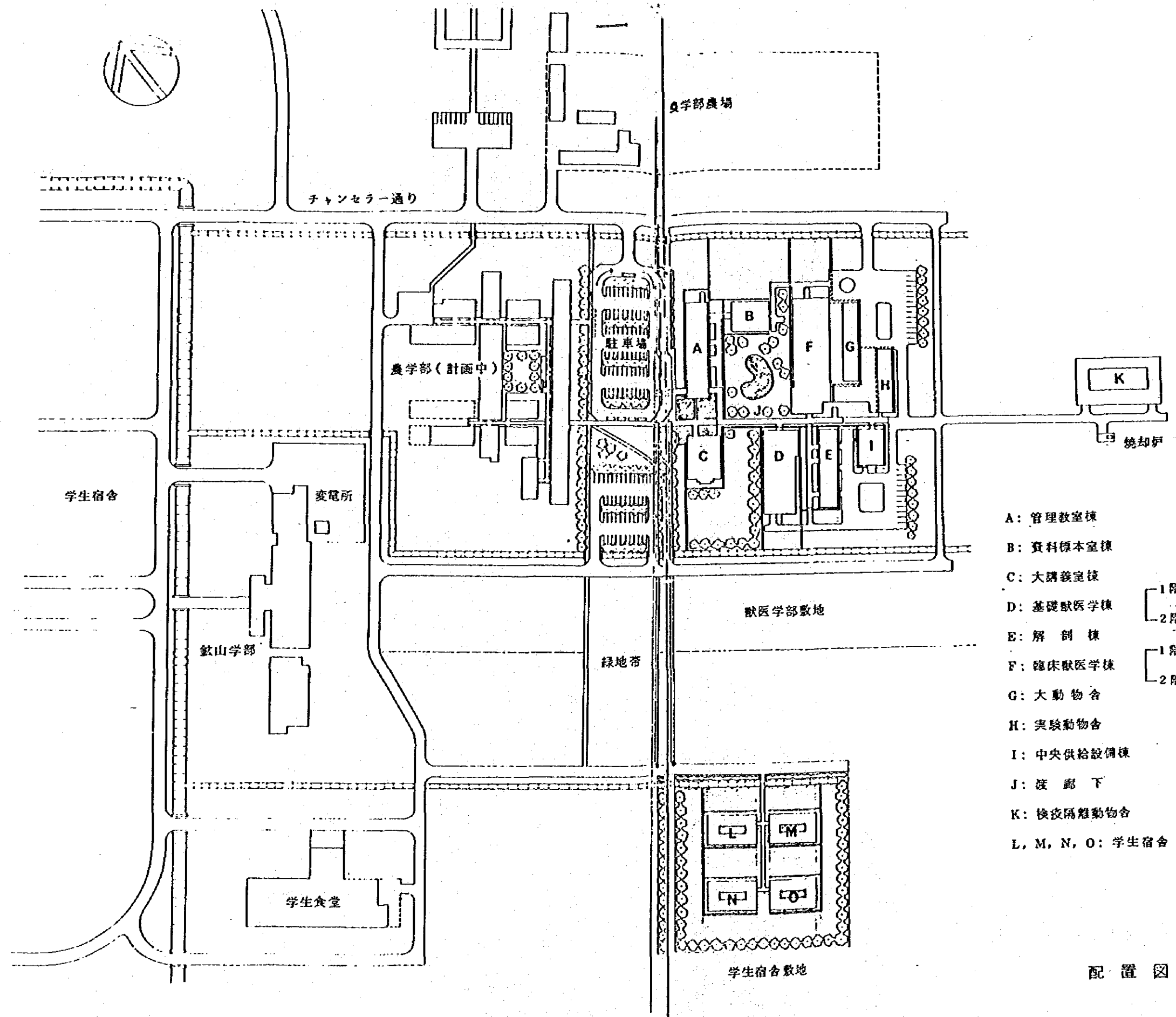


Zambia





ザンビア大学施設配置図



- A: 管理教室棟
- B: 資料標本室棟
- C: 大講義室棟
- D: 基礎獣医学棟
 - 1階 病理・微生物・寄生虫学講座
 - 2階 生物医科学講座
- E: 解剖棟
- F: 臨床獣医学棟
 - 1階 臨床獣医学講座
 - 2階 疾病予防獣医学講座
- G: 大動物舎
- H: 実験動物舎
- I: 中央供給設備棟
- J: 渡廊下
- K: 検疫隔離動物舎
- L, M, N, O: 学生宿舍

配置図

目 次

ま え が き

I 序 章	1
1 要請の背景と経緯	1
2 調査の目的	3
3 調査団の構成	5
4 調査日程	5
5 面会者リスト	6
II 調査結果	9
1 総 括	9
2 討議議事録(英文、和文仮訳)	11
3 ザンビア大学関係者との協議事項	39
1) ザンビア大学の教職員採用計画	39
2) 青年海外協力隊の参加	40
3) 住 宅	41
4) 専門家派遣手続	42
5) 獣医師資格の取得	43
4 協力計画	44
III ザンビア大学の概要	47
1 ザンビア大学	47
2 ザンビア大学獣医学部	47
3 ザンビア大学教職員の契約条項要旨	54
IV ザンビアの畜産事情	56
V 無償資金協力計画の概要	61
VI 今後協力事業を進めていく上での留意点	65
付属資料 I	
1 ザンビア大学との会議録	71

2. ザンビア大学獣医学部の概要 (General Information on the School of Veterinary Medicine of the University of Zambia)	96
3. ザンビア大学契約規約要旨及び様式 (A Summary of Terms and Conditions of Service offered to Academic Staff, the University of Zambia)	120
4. 獣医師法 (Veterinary Surgeons Act, Government of Zambia)	130
5. 無償資金協力基本設計ミニッツ (Minutes of Discussions on the Construction Project for the School of Veterinary Medicine, University of Zambia)	135
6. ザンビア大学要請機材リスト	142
7. ザンビアの青年海外協力隊派遣状況	152
8. R/D署名、Press Release	153
9. ケニア、ナイロビ大学獣医学部カリキュラム	155
10. アフリカ「ねむり病」の問題と対策	158
11. ザンビア大学教職員General Information	169

付属資料II

ザンビアの生活事情	179
-----------------	-----

I 序 章

1. 要請の背景と経緯

銅の国際市況の低迷から、ザンビア政府は第3次国家開発計画(1979~83)においては食糧の自給達成、農牧業農村開発、人的資源の開発を重要戦略としている。このため畜産分野においては同国の草地、水資源等高いポテンシャルの開発を進めている。しかるに家畜衛生状況はトリパノゾーマ(眠り病)東コースト熱等の原虫病、出血性敗血症、口蹄疫、アフリカ豚コレラ等の家畜伝染病が常在し、家畜の損耗をもたらし、畜産振興の阻害要因となっている。一方、家畜防疫、研究に従事するザンビア国内の獣医師は75名、内ザンビア人は12名に過ぎず、獣医師の養成が急務となっている。(1984年)

獣医師1人当りの家畜頭数(家畜単位)は世界平均3800頭に比較し、ザンビアは約19000頭であり、ザンビア政府は1990年までに300名の獣医師養成を目標としている。

このためザンビア政府は、ザンビア大学に獣医学部を設置する構想についてFAOに計画具体化を要請した。

その後、わが国に「ザンビア大学獣医学部設立計画」について協力要請してきた。(カウンダ大統領訪日時、要請)

1. 経 緯

1979年	カウンダ大統領 ローマにおいてFAOに協力要請
1980年	FAO 南部アフリカ7カ国の獣医教育調査報告書を発表 「南部アフリカSADCC域内共通の Regional Veterinary School をザンビア及びジンバブエに設置することを勧告」
1980年4月	ローデシア(スミス政府)からジンバブエ独立(ムガベ政権)
1981年6月	FAO 南部アフリカ獣医教育施設開発計画書を発表 (Development of Facilities for Veterinary Education in Southern Africa) ザンビアに地域獣医学部の設立候補地とすることを勧告
1982年	SADCC 事務レベル会議 FAO勧告案(ザンビア設置)にジンバブエ反対
5月	ザンビア カウンダ大統領 ジンバブエ独立後の政治判断から、譲歩し、ジンバブエに南部アフリカ地域獣医学部設置することに決定。
()	SADCC ザンビアを National School を設立することを承認
8月	ザンビア 日本にザンビア大学獣医学部設置に関する協力要請(無償、技術協力)
10月	JICA 「アフリカ農林業協力プロジェクト・ファイナニング調査」を派遣

(山崎農計部長以下6名、57.10.26~11.10ザンビア、ケニア)

(注)

SADCC

Southern African Development Coordination Council 南部アフリカ
開発調整会議

参加国(9カ国)ジンバブエ、ザンビア、レソト、マラウイ、モザンビーク、アンゴラ、ボツワナ、スワジランド、クワンズナ

1983年2月

JICA ザンビア政府の無償資金協力要請(ザンビア大学獣医学部施設建設)に対応して、基本設計事前調査チーム(橋本団長、金川教授、コンサルタント日建設計以下8名、1983.2.6~3.5)を派遣

獣医学部設立基本構想についてMinutes 交換

5月

JICA 基本設計チーム(橋本団長、日建設計 5名 1983.5.22~6.3)を派遣

基本設計報告書(ドラフト)を説明し Minutes 交換

8月

日本政府(大使館) ザンビア政府との間に交換公文署名

「ザンビア大学獣医学部設置に係る無償資金協力」

第1期分 24億円(施設本体の建設)

10月

EC(ヨーロッパ共同体) 日本代表部を通じて、日本のザンビア協力にクレーム

「ECは南部アフリカ地域共通の獣医教育をジンバブエに設立する計画であり、同地域に2つの獣医学部を設立する必要はなく援助効率上調整を要する。」(84年3月建設着工 1学年20名規模)

12月

EC 日本側の経緯説明に納得、今後 Multi/Bi の案件について情報交換を要望

1984年2月

ザンビア大学副学長他来日 無償入札立会

関係機関 訪問

3月

ザンビア大学獣医学部 建設着工

4月

JICA ザンビア政府の技術協力に対応し、事前調査チーム(藤本団長、友田教授、熊谷教授、以下6名 1984.4.11~4.28)を派遣

7月

日本政府(大使館) ザンビア政府との間に交換公文署名

「無償資金協力、第2期分15億円(付帯施設、機材)」

2. ザンビア政府の技術協力要請

(1) プロ・ファイ調査(1982年10月)

- ① 試験研究機材の維持、保守分野の専門家の派遣
- ② ザンビア技術者(カウンターパート)の技術研修
(日本での研修を含む)
- ③ 可能な分野での教官派遣 (臨床)

プロ・ファイチームは、ザンビア側教官(カウンターパート)を欠くため、プロジェクト方式技術協力になじみにくく、個別専門家派遣による対応が適当と判断。

駐ザンビア大使より、技術水準の低い、カウンターパートの不足するアフリカ型協力としてのプロジェクト協力を要請

(2) 事前調査 (1984年4月)

- ① 獣医学部4講座のうち、病理・微生物・寄生虫学講座及び疫病予防・臨床獣医学部門の2講座を中心に協力する。

長期専門家として、2講座に教授1名、助教授1~2名、上級技術者1~2名の派遣及び可能な範囲で他講座にも短期専門家の派遣を検討する。

- ② 協力期間は当面5年間とするが少なくとも10年の長期展望のもとに協力する。

- ③ 1984年9~10月頃長期調査員を派遣し、具体的な技術協力計画を策定する用意がある。

2. 調査の目的

昭和59年12月12日の第3回国内委員会において、60年1月中旬実施協議チームを派遣し、技術協力事業を開始することが基本的に了承された。外務省、文部省との各省協議において「討議議事録」(案)を検討し、技術協力の枠組み(基本計画)が決定された。

今回の実施協議チームの任務は次のとおり協議された。

(目的)

昭和59年4月に派遣した事前調査チーム及び10~11月に派遣した長期調査員の調査、協議結果に基づき、ザンビア政府(ザンビア大学も含む)関係者と技術協力計画について協議を行い、「討議議事録」(Record of Discussions)に署名する。また必要により、補足的な調査及び確認を行う。

補足的な調査確認事項は次の通り

1. ザンビア大学獣医学部 設置計画

- 1) 設置法、制度
- 2) 学制、定員、教課編成、入学資格、進級、修了
- 3) 教官、技官の採用計画、進捗状況
- 4) 学生の募集計画、各年次学生数、外国人学生の取扱い
- 5) 学部運営予算計画

- 6) 農学部、自然科学部、医学部等との関連
 - 7) 大学院（修士、博士課程）の教育、研究計画
 - 8) 教材（講義、実習）の選定、作成（教科書、視聴覚教材等）
2. 日本の技術協力の範囲、内容
- 獣医学部 4 講座のうち
- 2 講座（病理・微生物・寄生虫講座、疫病予防講座）を中心に、教育、研究、普及事業を通じて技術協力を行う。
- 1) 教官、技官の配置計画と日本の専門家派遣計画
外国人教官等採用計画の調整
 - 2) 長期専門家、短期専門家の資格要件、地位、任務
（役割、権限、責任）
Project Leader, Coordinator の任務
 - 3) 研究活動（教育に関連する）
 - 4) 農業水資源開発省の試験研究機関の家畜衛生研究の現状と研究協力の可能性
 - 5) 普及活動（2 講座に関連する）
 - ① 家畜病院における臨床活動
 - ② 野外獣医活動
 - ③ 家畜衛生知識の啓蒙、普及
（環境衛生、食品衛生、人畜共通伝染病対策、公衆衛生等）
 - 6) 上記に関連する厚生省の公衆衛生等行政の現状
3. 専門家派遣
- 1) 長期専門家派遣計画
 - 2) 1985/86 専門家派遣
 - 3) 短期専門家の役割（Visiting Prof. 取得単位）
 - 4) 獣医師以外の専門家（科学、畜産、等）の教官としての処遇
 - 5) 専門家派遣手続と獣医学部の教官・採用手続の調整
 - 6) Team Leader, Coordinator の任務、権限の明確化
4. 機材供与計画
- 1) 無償資金協力による資機材調達
 - 2) 長期（年次別）機材供与計画
年間所要機材調達費（消耗品、実験・実習機器）
 - 3) 1985/86 機材供与計画
（別添、機材リスト）
 - 4) 図書、教材調達計画、（無償で一部対応）、（教材製作機材も含む）

- 5) その他関連する講座及び研究活動に関連して他の研究機関で使用する機材
5. 研修員受入計画
- 1) 教官、技官の日本の視察・技術研修
 - 2) 国費留学生受入制度の可能性
 - 3) 1985/86 受入計画
6. 無償資金協力による施設建設の現状
7. 青年海外協力隊(家畜衛生分野)隊員の活動状況
JOCVとの協力具体策の協議(ルサカJOCV事務所)

3. 調査団の構成

担 当	氏 名	現 職
1. 団 長	尾 形 學	麻布大学 獣医学部教授 日本獣医学会会長
2. 協力企画	安 岡 邦 昭	北海道大学 庶務部 国際主幹
3. 獣医教育 (家畜病理)	藤 本 肝	北海道大学 獣医学部教授
4. 獣医教育 (家畜疾病)	熊 谷 哲 夫	東京農工大学 農学部教授
5. 技術協力	小 野 英 男	国際協力事業団 農業開発協力部 畜産開発課長

4. 調査日程

昭和60年

13日	日	12.15	東京発 AF-269
14	月		パリ経由 UT-745
15	火	12.30	ルサカ着
		16.00	日本大使館 太田大使表敬
16	水	8.00	農業水資源開発省獣医ツェツェ防除局長 表敬
		9.30	ザンビア大学 Mweene 副学長補 表敬、予備会議
17	木	9.30	ザンビア大学 協議(第1回)
		15.00	国家開発計画省次官 表敬
18	金	9.30	ザンビア大学 協議(第2回)
		14.00	" " (第3回)

19日	土		現地畜産事情視察（西部 Kafue 地区）
20日	日		
21日	月		ザンビア家畜衛生院 視察（Mazabuka , 南西120Km）
22日	火		中央獣医研究所 視察（Balmoral）
		14.00	ザンビア大学 協議（第4回）
		16.00	R/D 署名、国家開発計画省
23日	水	9.00	日本大使館 報告
24日	木	10.15	ルサカ発 KQ423
		13.45	ナイロビ着
25日	金	9.00	ナイロビ大学獣医学部 視察
		10.30	国際獣疫研究所 (ILRAD) 姪海博士
		14.30	ジョモ・ケニヤッタ農工大学
26日	土	11.55	ナイロビ発 BA-066 ロンドン経由
28日	月	14.45	東京着 BA-005

5. 面会者リスト

1) University of Zambia

Dr. J. M. Mwanza	Vice Chancellor
Prof. B. F. Mweene	Deputy Vice Chancellor
Ms. J. M. F Calder	Office of the Vice chancellor
Prof. R. P. Lee	Dean, School of Veterinary Medicine
Dr. M. N. Shandomo	Co-ordinator, -do-
Mr. R. V. J. Griffin	Chief Technician, -do-
Prof. K. Kwanluka	Principal, the University at Lusaka

2) Ministry of Agriculture and Water Development

Dr. G. C. N. Zyambo	Director, Department of Veterinary and Tsetse Control Services
Dr. F. N. Mungaba	Assistant Director
Dr. Samuel D' Cruz	Senior Veterinary Officer

3) Central Veterinary Research Institute

Dr. Sharman	Director
Dr. H. F. Schels	FAO/UNDP Animal Disease Control Project

4) **Zambian Institute of Animal Health, P. O. Box 237 Mazabuka**
Dr. C. M. Sempebwe Serugo, Principal
Mr. M. W. A. Khalil Animal Husbandry Training
Officer (Egyptian)
Artificial Insemination Centre
Mr. Geoffrey M'Kandawire Assistant Laboratory Technician
Regional Diagnostic Laboratory
Dr. Phiri Director, Tsetse Control Laboratory

5) **National Commission for Development Planning**
Mr. J. M. Mtonga Acting Permanent Secretary
Mr. B. Chundu

6) **在ザンビア日本大使館 Tel. 214661**
Embassy of Japan, No 5218 Haile Selassie Avenue
P. O. Box 34190, Lusaka, ZAMBIA

太田正利	特命全權大使
吉中庸介	参事官
橋本誠二	一等書記官
佐藤昭治	二等書記官
藤野稔	二等書記官
小竹康史	二等書記官
野手修	
宮川忠男	専門調査員

7) **青年海外協力隊事務局ザンビア駐在事務所 Tel. 253075**
J. O. C. V. Office, P. O. Box 38027, Lusaka, ZAMBIA
9 A, Kaleya Road, Roma

山口廣治	ザンビア駐在員, Resident Representative of JOCV
小瀬川修	ザンビア調整員 Co-ordinator in Zambia

8) **木島弘 放送技術専門家**
c/o Zambia Broadcasting Services
PO Box 50015, Lusaka

片岡秀夫	食品加工専門家 (1984.3.23 ~ 1986.3.22)
	Food Processing Specialist

Supa Baking Co., Ltd. P. O. Box 31123

Lusaka ZAMBIA (Tel. 217586)

原雄二	日商岩井株式会社ルサカ駐在事務所 所長
-----	---------------------

General Manager, Nissho Iwai Corporation
 Lusaka Liaison Office, Room №203, Church House,
 Cairo Road, P. O. Box 30586, Lusaka, ZAMBIA
 (Tel. 215350)

山崎武正	“	Representative
佐藤睦生	日建設株式会社 監督主管	(Tel. 250405)
三輪道郎	清水建設株式会社 ザンビア大学獣医学部新築工事作業所長 Project Manager, Shimizu Construction Co., Ltd	
	Plot №255, Kaley Road, Roma, Lusaka	(Tel. 252476)

9) ケニア

在ケニア日本大使館

Embassy of Japan, Kenyatta Avenue, P. O. Box 60202

Nairobi KENYA (Tel. 332955)

村上和夫 特命全権大使

中村修 二等書記官

JICA Nairobi Office

P. O. Box 50572 Nairobi KENYA (Tel. 331518)

Matungulu House, 6th Floor, Maralaka Road, Nairobi

高橋明 所長

長島俊一 次長

ジョモ・ケニヤッタ農工大学 Jomo Kenyatta College of

Agriculture and Technology c/o JICA Nairobi office

和田宏 リーダー

中野武 調整員

ILRAD

International Laboratory for Research on Animal Diseases

蛭見啓行 博士 P. O. Box 30709 Nairobi, KENYA

渡辺真人 (生物物理学)

Ⅱ 調査結果

1. 総括

1985年1月22日、別紙の如く、無事調印を終了した。とくに Mr. J. M. Mtonga (Acting Permanent Secretary, National Commission for Development Planning, Republic of Zambia) は、日本の教育施設の無償供与、技術協力-教育協力(教育専門家の派遣、研究教育資機材の供与)および研修についての協力について深い感謝の言葉が述べられた。

本調印が行なわれるに至る迄には、国内委員会においてその原案が練られ、関係省庁との協議の上、原案が作成されたが、ザンビア側との協議は、1985年、1月16、17、18日の3回に亘り検討が行なわれ、両国の意見の一致をみて調印された。R/Dの詳細については別途述べられる。

本プロジェクトを成功させるためには次の点を十分考慮しておく必要がある。

(1) ザンビアの一般情勢をよく理解しておくこと

日常生活ならびに教育研究における資材はその大半が外国から輸入しなければ十分なものがなく、その手当をしておく必要がある。ガラス工場はない(?)ときくが、勿論実験用のガラス器具類も輸入ときく、その他、実験消耗品、化学薬品、試薬類、染色剤など全て用意する必要がある。JICAで5年間に亘り年間3000万~6000万の機材調達経費が計上されているので、各講座間で検討の上早手まわしに発注しておく必要がある。

日常生活においても、必要なものが常にあるとは限らないので、出まわった時に買おきをしておく(勿論ディープフリーザーに入れる)必要がある。そのためなるべく大型のディープフリーザーが必要とされている。一番大切なことは自動車、その他冷蔵庫、短波ラジオ。

(2) 専門家の資格について

第一陣の専門家は、単に自分の専門とする講義、実習を行えばよいという訳にはいかない。生活条件をととのえ、教育研究の方法を自ら物質器材不足の中で生み出す能力がなければならぬ。とくに語学については、相手の意志がわかる程度の hearing は絶対必要である。

(3) 専門の教育について

学部長より示されているカリキュラムの内容は特に International Standard を示しているが、現状のザンビアで、また学生の能力がどの程度であるかわからぬ現況で、あまり高度な教育は望めないような気がする。これは今後学生と接し、その能力を十分検討しながら、また教育資材、その他の条件が次第にととのえながら考えればよいことかもしれない。

附

(学部長との個人的な話して、現在のザンビアで6年の学部教育、2年の修士、3年の博士の大学院をおくことはあまりに現況に適合しないのではないかと話し、日本が獣医学教育

100年たって、やっと学部6年になった話しをしたが、彼は、International Standardを守り超エリートをつくるのだという信念であった。

それでは、5年たって、日本が全部手をひいた場合どうなるかと言ったところ、しばらく考えた後、これは5年では不十分で継続すべきであると希望を強く述べていた。）

(4) 教材・教科書について

語学のハンディキャップをなくするためにも、どうしても簡単なText Bookを作成して各学生に与えることが必要であろう。ジョモ・ケニヤック農工大学の例をみても、印刷機械（騰写判）、製本機などが大活躍しており、ゼロックスも良いが、なるべくプリミティブなものを用意することも必要かもしれない。

ただ注意しなければならぬことは、著作権の問題があり、ケニアの場合はきわめて厳格であるため、一教科書から丸写しをしないで、適当にアレンジし直して、種々の教科書から写したものをその都度渡し、講義が終了したときにまとめると一冊のTextになるようにしているとのことであった。

本のTableを写し出すプロジェクター、スライド、ビデオ、8～16mm影写機などできる限り用意すべきであろう。

2. 討議議事録 (英文・和文仮訳)

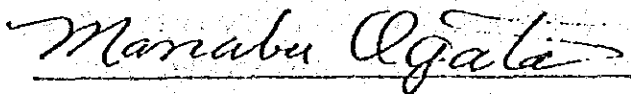
THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM
AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE REPUBLIC OF ZAMBIA
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE UNIVERSITY OF ZAMBIA: VETERINARY EDUCATION PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Prof. Manabu Ogata, President of the Japanese Society of Veterinary Science visited the Republic of Zambia from January 15, 1985 to January 24, 1985 for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the University of Zambia: Veterinary Education Project.

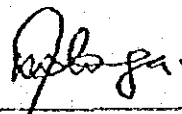
During its stay in the Republic of Zambia, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Zambian authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Lusaka, January 22, 1985



Prof. Manabu Ogata
Leader,
Implementation Survey Team,
Japan International Cooperation
Agency, JAPAN



Mr. J. M. Mtonga
Acting Permanent Secretary
National Commission for Development
Planning
Republic of Zambia

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the Republic of Zambia will cooperate with each other in implementing the University of Zambia: Veterinary Education Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of establishing veterinary education of internationally recognized standards and thus contributing to the promotion of animal production development and improvement of veterinary public health in the Republic of Zambia.

2. The Project will be carried out at the School of Veterinary Medicine, University of Zambia which is being established under the Japanese grant aid agreed between the two Governments by the Exchange of Notes dated August 30, 1983 and June 28, 1984.

3. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in I of the Annex.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in II of Annex through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Japanese experts referred to in I above and their families will be granted in the Republic of Zambia the privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries performing similar missions in the Republic of Zambia.

711.0

①

m.

III. PARTICIPATION OF JAPAN OVERSEAS COOPERATION VOLUNTEERS

Japan Overseas Cooperation Volunteers to be sent under the Exchange of Notes between the Government of Japan and the Government of the Republic of Zambia on April 19, 1970 may participate in the Project.

For this purpose the schedule referred to in 1 of the said Notes will be separately agreed upon by the authorities concerned of the two Governments.

IV. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in III of the Annex through the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Equipment will become the property of the Government of the Republic of Zambia upon being delivered c.i.f. to the Zambian authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in II of the Annex.

V. TRAINING OF ZAMBIAN PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense Zambian personnel connected with the project for technical training in Japan through the normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.

2. The Government of the Republic of Zambia will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Zambian personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

97-

M. B. O

VI. SERVICES OF ZAMBIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Zambia, the Government of the Republic of Zambia will take necessary measures to secure at its own expense necessary services of Zambian counterpart and administrative personnel as listed in IV of the Annex.
2. The Government of the Republic of Zambia will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in II of the Annex for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VII. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF ZAMBIA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Zambia, the Government of the Republic of Zambia will take necessary measures to provide at its own expense:

- (1) Land, buildings and facilities as listed in V of the Annex;
- (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under I above;
- (3) Transportation facilities and travel allowance for the official travel of Japanese experts within the Republic of Zambia;
- (4) Suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Zambia, the Government of the Republic of Zambia will take necessary measures to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation of the Equipment within the Republic of Zambia as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed on the Equipment in the Republic of Zambia, in connection with the Project;
- (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

GH-

VIII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Vice-Chancellor of the University of Zambia (hereinafter referred to as "UNZA") will bear overall responsibility for the implementation of the Project.
2. The Dean of the School of Veterinary Medicine, UNZA, as the Head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Dean of the School of Veterinary Medicine, UNZA, will coordinate the implementation of the Project. Collaboration with the Ministry of Agriculture and Water Development and the national veterinary and agricultural research institutions will be encouraged for smooth implementation of the Project.
4. UNZA will coordinate the activities of this Project with those of other governments or international organisations.
5. The Japanese Team Leader and coordinator will provide necessary recommendation and advice on technical and administrative matters concerning the implementation of the Project to the Head of the Project.
6. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Zambian counterpart personnel on matters pertaining to the implementation of the Project.
7. For the effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in VI of the Annex.
8. The Japanese experts will observe regulations of UNZA, however when differences occur between the two sides under the framework of the technical cooperation project, the Joint Committee will deal with the matter.

97

M. O.

IX. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the Republic of Zambia undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the Republic of Zambia except for those arising from the wilful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

X. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

XI. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from date of signature.

Handwritten initials

M. D.

ANNEX

I. MASTER PLAN

1. Objectives of the Project

To establish and maintain internationally recognized standards of veterinary education at the School of Veterinary Medicine, UNZA.

2. Objectives of the Japanese Technical Cooperation

To assist smooth implementation of veterinary education and related research and investigation activities mainly in the Department of Veterinary Pathology, Parasitology, Microbiology and the Department of Disease Control at the School of Veterinary Medicine, UNZA through veterinary teaching, research and extension.

3. Activities under the Project

To attain the above-mentioned objectives, the following cooperation activities will be implemented:

A. Veterinary education

- 1) Curriculum planning of the subjects
- 2) Lecture, laboratory work and field practice to veterinary students
- 3) Development and production of teaching materials (text books, audio-visual aids, specimens, etc)
- 4) Collection and analysis of veterinary information and data
- 5) Other necessary work for veterinary education

B. Veterinary research

Research work and investigation related to veterinary education will be carried out at the School of Veterinary Medicine, UNZA, in collaboration with veterinary research institutions and other relevant organisations.

C. Veterinary extension with special reference to the disease control activities

- 1) Clinical services at the Veterinary Hospital
- 2) Farm veterinary services
- 3) Dissemination of animal health and public health knowledge

II. JAPANESE EXPERTS

1. Team Leader
2. Coordinator
3. Experts in the fields of veterinary pathology, parasitology, microbiology and disease control
 - 1) Professor
 - 2) Associate Professor
 - 3) Senior Lecturer
 - 4) Lecturer
 - 5) Chief Technicians

Note:

- (1) A team leader will be designated from among the above experts.
- (2) Short-term experts may be assigned when needed for the smooth implementation of the Project
- (3) It does not, however, exclude the possibility of experts in other subjects being requested for other Departments of the School of Veterinary Medicine when pressing needs arise during the development of the School.

971-

M.O.

III. LIST OF EQUIPMENT

1. Equipment and materials mainly for the Department of Veterinary Pathology, Parasitology, Microbiology and the Department of Disease Control
 - 1) Equipment, material and spare parts
 - 2) Audio-Visual Aids and equipment for data processing
 - 3) Office equipment and supplies
 - 4) Teaching materials
2. Vehicles
3. Other necessary equipment and materials

IV. LIST OF ZAMBIAN COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Head of the Project (Dean of the School of Veterinary Medicine)
2. Counterpart personnel in the academic fields of the School of Veterinary Medicine.
 - 1) Professor
 - 2) Associate Professor
 - 3) Senior Lecturer
 - 4) Lecturer
 - 5) Chief Technician
 - 6) Technician
 - 7) Teaching Assistants
3. Administrative Personnel

Lusaka Campus administration



M.O.

V. LIST OF LAND, BUILDING AND FACILITIES

1. Land for the School of Veterinary Medicine, Lusaka Campus of UNZA (13.53 hectares on the Lusaka Campus with the possibilities of additional land on the University Farm)

2. Building and facilities

- 1) Administration building
- 2) Veterinary library
- 3) Lecture theatre
- 4) Veterinary science building
- 5) Dissection Post-mortem building
- 6) Disease control and clinical building
- 7) Large animal accommodation
- 8) Experimental animal quarters
- 9) Central supply and service building
- 10) Animal quarantine building
- 11) Student hostels

VI. THE JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the Annual Work Plan of the Project in line with the tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record Discussion;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program as well as the achievement of the above-mentioned Annual Work Plan;

M. D.

- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program.

2. Composition

(1) Zambian Side:

(a) Chairman:

Vice-Chancellor of UNZA

(b) Members

Dean, School of Veterinary Medicine, UNZA

Director, Veterinary and Tsetse Control Services

1 other person appointed by the Vice-Chancellor, UNZA

(2) Japanese Side:

(a) Team Leader

(b) Coordinator

(c) Other experts and personnel appointed by the Team Leader

(d) Resident Representative of JOCV Lusaka Office, JICA.

Note: Officials of the Embassy of Japan and those of the Government of Zambia may attend the Joint Committee as observers.

M.O.

Explanatory Note for the Record of Discussions on the Japanese Technical
Co-operation for the University of Zambia: Veterinary Education Project

1. Principles of Japanese Technical Co-operation
(refer to VI - 2 page 4) •

Japanese Technical Cooperation is primarily to transfer technology to
Zambian counterparts and not to substitute staff.
However in the early years of the Project UNZA would not have the
Zambian counterpart personnel so that the Japanese Experts would act as
teaching/lecturing staff.

2. Provision of suitably furnished accommodation for the Japanese experts
and their families (refer to VII - 1 - (4) page 4)

UNZA will provide accommodation with hard-furniture for the Japanese
experts and their families, however soft-furnishings should be provided
by the experts according to UNZA's regulations.

3. Collaboration with other institutions (refer to VIII - 3, page 5)

With reference to research activities of the Project, collaboration will be
encouraged with Central Veterinary Research Institute, Zambian Institute
of Animal Health and Regional Veterinary Laboratories under the
Department of Veterinary and Tse-tse Control Services, Ministry of
Agriculture and Water Development and other national research institution
such as the National Council for Scientific Research etc.

4. Coordination with other governments and international organizations
(refer to VIII - 4, page 5)

major international organizations such as:

Food and Agriculture Organization of the United Nations.

major governments such as : Irish Government (HEDCO)

British Government

5. Status of the Japanese experts (refer ANNEX - II page 8)

The experts would observe terms and conditions stipulated by UNZA
however clarification would be sought by UNZA as to whether the experts
would require Work Permits.

(Draft)

PROJECT ACTIVITIES (Annual Work Plan)

	I	II	III	IV	V
	Jan. 1985	Jan. 1986	Jan. 1987	Jan. 1988	Jan. 1989
Academic Year (October-July)	84/85	85/86	86/87	87/88	88/89
A. Veterinary Education	preparation				
1) Curriculum planning of the subjects	-----	-----	-----	-----	-----
2) Lecture, laboratory work, field practice	-----	-----	-----	-----	-----
3) Development and production of teaching materials	-----	-----	-----	-----	-----
4) Collection and analysis of veterinary education	-----	-----	-----	-----	-----
5) Other necessary work for veterinary education	-----	-----	-----	-----	-----
B. Veterinary Research	-----	-----	-----	-----	-----
C. Veterinary Extension					
1) Clinical services at the Veterinary Hospital					
2) Farm veterinary services					
3) Dissemination of animal health and public Health Knowledge					
* Cooperation activities with other departments.					

Note: These activities will be carried out mainly in the Department of Veterinary Pathology, Parasitology, Microbiology and the Department of Disease Control, the School of Veterinary Medicine, UNZA.

JAPANESE CONTRIBUTION

Cooperation Duration: 5 years from January 22, 1985 to January 21, 1989

	I	II	III	IV	V
	Jan. 1985	Jan. 1986	Jan. 1987	Jan. 1988	Jan. 1989
I. Experts Assignment Scheme					
A Long-term Administration					
1. Team Leader (from among experts)					
2. Co-ordinator					
3. Co-ordinator (JICA liaison officer)					
Veterinary Education (Academic Staff)					
(Department of Veterinary Pathology, Parasitology Microbiology)					
1. Veterinary pathology					
2. Veterinary parasitology (entomology)					
3. Veterinary parasitology (Helminthology)					
4. Veterinary microbiology					
(Department of Disease Control)					
5. Veterinary Immunology					
Veterinary Education (Technical Staff)					
6. Technologist					
B. Short-term					
several experts in veterinary pathology, microbiology, etc. and instrument technician					

- Note 1. The facilities for the School of Veterinary Medicine will be constructed by February 1986 by Japanese Grant Aid.
2. Japan Overseas Cooperation Volunteers (JOCV) will be assigned under JOCV Exchange of Notes.
3. Japanese fiscal year starts from April 1 to March 31.
4. UNZA academic year starts from October.

(Draft)

	I Jan. 1985	II Jan. 1986	III Jan. 1987	IV Jan. 1988	V Jan. 1989
C. Japan Overseas Cooperation Volunteers 1. Teaching Assistant (Academic staff) 2. - do - 3. - do - Three to five volunteers are expected to be assigned on the basis of JOCV programme.					
II. Equipment Supply Scheme Equipment and materials to be provided based on annual supply scheme					
III. Counterpart Training Scheme Two or three Zambian counterparts to be received in Japan annually. (technical training and observation)					

Note: 1. Japan Overseas Cooperation Volunteers (JOCV) will be assigned under Exchange of Notes dated April 19, 1970.
2. Minor equipment will be accompanied by Japanese experts beside Equipment Supply Scheme.
3. Procurement of equipment will require at least ten (10) months upon receipt of application form (A4) until arrival of goods at Lusaka except for air-shipment.
4. Counterpart training in Japan does not mean an academic fellowship in the universities in Japan.

(Draft)

Technical Cooperation from Jan. 22 1985 to Jan. 21 1989		I	II	III	IV	V	
		Jan. 1985	1986	1987	1988	1989	
UNZA academic year (Oct-July)		Dept of Pathology		Dept of Disease Control		Dept of Clinical Studies	
		starts	starts	starts	starts		
1. Veterinary student enrolment 1983/84	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	
1) Intake	13	18	40	40	40	40	
2) Graduation					* first graduation	18	
3) Total	13	31	91	131	158	180	
2. Staffing Projections		Present number including process of filling	Short fall				
Academic and Administrative Staff							
1. Dean	1	1	-				
2. Professors	4	1	11				
3. Associate Professors	11	3	3				
4. Lectures	15	8	7				
5. Pharmacist	1	-	1				
6. Radiologist	1	-	1				
7. Chief Technicians	5	1	4				
8. Senior Technicians	9	-	9				
9. Technicians	15	2	13				
10. Secretaries	9	2	7				
11. Administrative officers	2	-	2				
12. Miscellaneous	36	3	33				
* Teaching Assistants		-					
Totals		109	21	88			

ザンビア大学獣医学部技術協力計画に関する
日本側実施協議チームとザンビア共和国政府関
係当局との討議議事録（仮訳）

国際協力事業団（以下「JICA」という）が組織し、日本獣医学会会長尾形學教授を団長とする日本側実施協議チーム（以下「チーム」という）は、「ザンビア大学獣医学部技術協力計画」の詳細を策定するため、1985年1月15日より1985年1月24日までの日程をもってザンビア共和国を訪問した。

ザンビア共和国滞在期間中、チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関してザンビア側当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームとザンビア政府側関係当局はそれぞれの政府に対し、ここに添付する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

ルサカ、1985年1月22日

尾形 學 教授
実施協議チーム 団長
国際協力事業団
日 本 国

J. M. Mtonga
国家開発計画省 次官
ザンビア共和国

附 属 文 書

I 両国政府の協力

1. 日本国政府とザンビア共和国政府は、国際的に認められる水準の獣医教育制度を確立し、もってザンビア共和国における家畜生産の振興及び獣医公衆衛生の改善に寄与するため、「ザンビア大学・獣医教育プロジェクト」（以下「プロジェクト」という）の実施において相互に協力をを行う。
2. 「プロジェクト」は、1983年8月30日及び1984年6月28日、両国間で署名された「交換公文」により合意された日本政府の無償資金協力に基づき設立される「ザンビア大学獣医学部」において実施される。
3. 「プロジェクト」は附表Iの基本計画に基づいて実施される。

II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、技術協力計画の通常手続により附表IIに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、ザンビア共和国において専門家活動に従事する第三国専門家に与えられている特権、免除及び便宜に比べ、それに劣らないものを与えられる。

III 青年海外協力隊員の参加

1970年4月19日、日本国政府とザンビア共和国政府の間で署名された「交換公文」に基づき、派遣される青年海外協力隊員が本プロジェクトに参加することができる。

このため、「交換公文」1項に引用される「スケジュール」は別途、両国政府関係者で合意される。

IV 機材供与

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、技術協力計画の通常手続により附表IIIに掲げる当該プロジェクト実施に必要な機械、器具、物品（以下「機材」という。）を自己の負担において供与するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう機材は、^{*}陸揚の港あるいは空港にて、ザンビア側当局へCIF建てにて引渡される時、ザンビア共和国政府の財産となる。そして、それらの機材は、附表IIに掲げる日本人専門家との協議をもって当該プロジェクトの実施のためだけに使用される。

（*注、内陸国においては、首都までの陸送費は日本側負担とする）

V 研修員受入

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、技術協力の通常手続により、日本における技術研修のため、当該プロジェクトに関係するザンビア人を自己の負担において受入れるため、JICAを通じて必要な措置をとる。

2. ザンビア共和国政府は、ザンビア人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するために、必要な措置をとる。

Ⅵ ザンビア人カウンターパート及び事務職員の役務

1. ザンビア共和国において施行されている法律及び規則に従い、ザンビア共和国政府は、自己の負担において附表Ⅳに掲げるザンビア人カウンターパート及び事務職員の役務提供するため、必要な措置をとる。
2. ザンビア共和国政府は、当該プロジェクトにおいて技術移転を効率的かつ成功裡に実施するため、附表Ⅱに特定された、日本国政府から派遣される個々の専門家に対応する適切な資格を有する職員を必要な数配置する。

Ⅶ ザンビア共和国政府のとるべき措置

1. ザンビア共和国において施行されている法律及び規則に従い、ザンビア共和国政府は、自己の負担において次のものを提供するために、必要な措置をとる。
 - (1) 附表Ⅴに掲げる土地、建物及び附帯施設
 - (2) 上記Ⅳ条のJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、器具、車輛、工具、予備部品等の調達もしくは取替
 - (3) ザンビア共和国内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び旅費
 - (4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設
2. ザンビア共和国において施行されている法律及び規則に従い、ザンビア共和国政府は次の経費を負担するために必要な措置をとる。
 - (1) 「機材」のザンビア共和国内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 「機材」に対するザンビア共和国内で課される関税、国内税及びその他の課徴金
 - (3) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

Ⅷ プロジェクトの運営

1. ザンビア大学（以下「UNZA」という。）の副学長が当該プロジェクトの実施において、総括責任を負う。
2. UNZA 獣医学部長は、プロジェクトの長として、当該プロジェクトの運営、管理の責任を負う。
3. UNZA 獣医学部長は当該プロジェクトの調整を行う。当該プロジェクトを円滑に実施するために、農業水資源開発省及び国立の獣医、農業試験研究機関と積極的に連携、協力する。
4. UNZAは他の政府または国際機関と当該プロジェクト活動の調整を行う。
5. 日本人チームリーダー及びコーディネーターは、プロジェクトの長に対して、当該プロジェクトの実施に関連する技術、運営事項について必要な勧告、助言を行う。
6. 日本人専門家は、ザンビア人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関連し

て必要な技術指導、助言を行う。

7. 当該プロジェクトを効率的にかつ成功裡に実施するため、附表Ⅵに掲げる機能と構成の合同委員会が設置される。

8. 日本人専門家はUNZ Aの規定を遵守する。しかしながら技術協力計画の枠組との間に齟齬が生じた場合は、合同委員会がこれらの問題に対処する。

K 日本人専門家に対する請求(クレーム)

ザンビア共和国政府は、日本人専門家のザンビア国内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、または、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負う。但し、日本人専門家の故意または重大な過失により生ずる責任については、この限りではない。

X 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは、本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

Ⅳ 協力期間

本附属文書に基づく当該プロジェクトの技術協力期間は1985年1月22日より5ヶ年間とする。

附 表

I. 基本計画

1. プロジェクトの目的

UNZ A 獣医学部において、国際的に認められる水準の獣医教育を確立し、維持すること。

2. 日本の技術協力の目的

UNZ A 獣医学部において、獣医教育、研究、普及を通じて獣医病理学・寄生虫学・微生物学講座及び疾病予防学講座を中心として、獣医教育、関連する研究、調査活動の円滑な実施に協力すること。

3. プロジェクト事業

上記の目的を達成するため次の協力事業を行う。

A. 獣医教育

- 1) カリキュラム企画
- 2) 獣医学生に対する講義、実験実習、野外実習
- 3) 教材の開発、製作（テキスト、視聴覚教材、標本、他）
- 4) 獣医情報、データの収集、分析
- 5) その他の獣医教育に必要な活動

B. 獣医学研究

獣医学教育に関連する試験研究はUNZ A 獣医学部において、獣医試験研究機関及び他の関係機関と協力して実施される。

C. 家畜疾病予防活動に関連する獣医学普及（学外教育）

- 1) 家畜病院における臨床活動
- 2) 野外獣医臨床サービス
- 3) 家畜衛生、公衆衛生知識の普及

II. 日本人専門家

1. チームリーダー

2. コーディネーター

3. 獣医病理学、寄生虫学、微生物学及び疾病予防学分野の専門家

- 1) 教 授
- 2) 助 教 授
- 3) 上 級 講 師
- 4) 講 師
- 5) 主任技官

(注)

- (1) チームリーダーは上記の専門家の中から指名される。
- (2) プロジェクトの円滑な実施のため、必要に応じて短期専門家が派遣される。
- (3) UNZA 獣医学部の整備過程において、相当の必要が生じた場合上記2講座以外の講座にかかわる分野の専門家派遣の可能性を排除するものではない。

III. 機材リスト

1. 主に獣医病理学・寄生虫学・微生物学講座及び疾病予防学講座に必要な機材

- 1) 資機材及びスペアパーツ
- 2) 視聴覚教材及びデータ処理機器
- 3) 事務機器
- 4) 教材

2. 車 輛

3. その他必要な機材

IV. ザンビア人カウンターパート及び事務職員

1. プロジェクトの長(獣医学部長)

2. 獣医学部の教官カウンターパート

- 1) 教授
- 2) 助教授
- 3) 上級講師
- 4) 講師
- 5) 主任技官
- 6) 技官
- 7) 教育助手

3. 事務職員

ルサカ・キャンパス管理部

V. 土地、建物、附帯施設のリスト

1. UNZA ルサカ・キャンパス獣医学部用地

(1353 ha、将来大学農場用地への拡張の可能性を有する)

2. 建物、附帯施設

- 1) 管理教室棟
- 2) 資料標本室棟(獣医図書館)
- 3) 大講義室棟
- 4) 基礎獣医学棟
- 5) 解剖病理棟

- 6) 臨床獣医学棟（疾病予防及び臨床獣医学棟）
- 7) 大動物舎
- 8) 実験動物舎
- 9) 中央供給設備棟
- 10) 動物検疫隔離棟
- 11) 学生宿舎

Ⅵ 合同委員会

1. 機 能

合同委員会は少なくとも年1回または必要が生じた時、開催し次の活動を行う。

- (1) この討議議事録の枠組に基づき作成された暫定実施計画に沿って、プロジェクトの年次事業計画を作成すること。
- (2) 上記の年次事業計画の実績、技術協力計画の全般的な進捗状況を見直しすること。
- (3) 技術協力の計画に関連し生ずる重要な問題に関し、見直し、意見交換すること。

2. 構 成

(1) ザンビア側

(a) 委員長：UNZ A 副学長

(b) 委 員

UNZ A 獣医学部長

獣医ツェツェ防除局長（農業水資源開発省）

副学長の指名する者、1名

(2) 日 本 側

(a) チームリーダー

(b) コーディネーター

(c) チームリーダーの指名する専門家等

(d) JICA、青年海外協力隊ルサカ駐在員

（注） 日本大使館員及びザンビア政府職員は合同委員会にオブザーバーとして出席できる。

ザンビア大学・獣医学部技術協力計画 に関する討議議事録の補足説明

1. 日本の技術協力の原則（Ⅵ-2、4頁参照）

日本の技術協力は第一義的にはザンビア人カウンターパートに対する技術移転を図るものであり、教官ポストを代替するものではない。

しかるに、当該プロジェクトの初期段階においては、UNZAにザンビア人カウンターパートを配置することが困難な状況に鑑み、日本人専門家は教官としての役割を担う。

2. 日本人専門家及び家族に対する家具付住居施設の提供（Ⅶ-1-(4)4頁参照）

UNZAは大学住宅規定に基づき日本人専門家及び家族に対し住居施設（hard-furniture付）を提供するが、家具類（soft-furniture）は専門家によって準備される。

3. 他の機関との連携（Ⅷ-3、5頁参照）

プロジェクトの研究活動に関連して、農業水資源開発省獣医ツェツェ防除局所管の中央獣医研究所、家畜衛生学院及び国家科学研究会議等の他の国立試験研究機関と積極的に連携し協力を行う。

4. 他の先進国、国際機関との調整（Ⅷ-4、5頁参照）

主要な国際機関：国連食糧農業機関（FAO）

主要な政府：アイルランド政府（HEDCO）

イギリス政府（HED）

5. 日本人専門家の身分（附表Ⅱ、8頁参照）

UNZAの定める規則（terms and conditions）は専門家にも適用されるが、“Work Permits”の必要性についてはUNZAが調査し、明確にする。

（*調査団の帰国前に、UNZA副学長補から国家開発計画省等に確認した結果、専門家は“Work Permits”を必要としない旨、口頭で回答があった。）

ACADEMIC STAFFING. PATHOLOGY, PARASITOLOGY & MICROBIOLOGY

DISCIPLINE	APPROVED ESTABLISHMENT	SEEKING FUNDS FROM:	BEING RECRUITED BY:	APPOINTMENT OFFERED TO:	IN-POST OR PROMISED	RESERVES	VISITORS REQUIRED FOR 3 MONTHS	REMARKS
Pathology	Professor				Professor Ishitani			
	Lecturer/ Snr. Lecturer Lecturer Clinical Path. Visitors - 3 months		HEDCO/HED		Dr. Musonda			
Parasitology	Assoc. Prof. (Protozoology)	F.A.O. (Protozoa)			Dr. Kitaoka (Entomology)			
	Lecturer/ Snr. Lecturer				Dr. Tada (Helminthology)		Farm animal Helminthologist first term	
Microbiology	Assoc. Prof.				Professor Shimizu			
Immunology	Lecturer/ Snr. Lecturer Supernumerary		HEDCO/HED		Dr. Hirota		Microbiologist first term	

ACADEMIC STAFFING DEPT. OF BIOMEDICAL SCIENCES 1985/86

DISCIPLINE (Subject)	APPROVED ESTABLISHMENT	SEEKING FUNDS FROM:	BEING RECRUITED BY:	APPOINTMENT OFFERED TO:	IN-POST OR PROMISED	RESERVES	VISITORS REQUIRED FOR 3 MONTHS	REMARKS
Anatomy-Gross	Prof. or Assoc. Professor	F.A.O.				Dr. Shandome		
Anatomy-Gross	Lecturer/ Snr. Lecturer		HED/HEDCO*					
Histology/ Embryology	Lecturer/ Snr. Lecturer Visitors on 3 month assignments required from HEDCO, HED or Japan						Histology/ Embryology for 1st term	
Physiology	Prof. or Assoc. Professor	F.A.O.		Felinsk/ Pending of filling of F.A.O. post				
	Lecturer				Mr. Mizinga			
Pharmacology	Visitors for 3 months assignments from HEDCO, HED or JAPAN							
	Professor	F.A.O.						
	Visitors for 3 months assignments from HEDCO, HED or Japan							Pharmacology for 1st term

ACADEMIC STAFFING DEPT. OF BIOMEDICAL SCIENCES 1985/86 (Cont'd)

DISCIPLINE (Subject)	APPROVED ESTABLISHMENT	SEEKING FUNDS FROM:	BEING RECRUITED BY:	APPOINTMENT OFFERED TO:	IN-POST OR PROMISED	RESERVES	VISITORS REQUIRED FOR 3 MONTHS	REMARKS
Biochemistry	Assoc. Prof. Lecturer Visitors for 3 months assignments from HEDCO, HED or Japan			Dr. Oluju (Uganda)	Dr. Lovelace (MS) 19/1/85~			

* HED : Higher Education Division of British Council.

HEDCO : Agency of Higher Education Development Co-operation
of Irish Department of Foreign Affairs.

List of JOCV Veterinary Volunteers (As of 17th January, 1985)

Name	Term of Contract	Place of Service	Assigned Dept.	Postal Address (of Place of Service) (P.O.Box No.)	Phone No.
Mr. Toshio Kobayashi 小林敏雄 (38才)	4/83 - 4/85	Central Veterinary Research Institute, Balmoral, Lusaka	Vet. & Tsetse Control Services	33980, Lusaka	01-211389
Mr. Masamitsu Iwamoto 岩本正満 (32才)	8/83 - 8/85	Regional Diagnostic Laboratory, Mazabuka	"	50, Mazabuka	032-30022
Ms. Taeko Masuda 増田たえ子 (28才)	10/83 - 10/85	"	"	"	"
Mr. Akio Fukuda 福田明男	8/84 - 8/86	Zambia Institute of Animal Health, Mazabuka	"	237, Mazabuka	032-30600
Ms. Junko Kobayashi 小林純子 (27才)	"	Evelyn Hone College of Applied Arts and Commerce, Lusaka	Technical Education and Vocational Training	30029, Lusaka	01-211353
Mr. Masanobu Kawashima 川島雅信 (28才)	12/84 - 12/86	District Veterinary Office, Mazabuka	Vet. & Tsetse Control Services	175, Mazabuka	032-30570
Mr. Minoru Hoshino 星野 稔 (27才)	"	Provincial Veterinary Office, Mansa	"	"	02-821336

3. ザンビア大学関係者との協議事項

ザンビア大学副学長補 Dr. J. M. Mweene, 獣医学部長 Prof. R. P. Lee ら関係者と1月16日、17、18日、22日の4回にわたってR/D案、今後の協力計画について具体的に協議を行った。

詳細は付属資料I-1に掲載した会議録のとおりであるが、主要な協議事項は次のとおりである。

1) ザンビア大学の教職員採用計画

獣医学部は4講座(①生物医学 ②病理学・寄生虫学・微生物学 ③疾病予防学 ④臨床獣医学)より構成されるが、日本は②③の二講座を中心に専門家(教官)を派遣し協力する計画である。

1984年11月、本プロジェクトの具体化のため派遣された金川、緒方長期調査員は、日本側の教官派遣の可能性をふまえ、ザンビア大学と協力計画について協議した。これらの情報をもとにザンビア大学は Lee 学部長(アイルランド人、1984年9月赴任)を中心に教職員採用計画を推進している。

1月18日の会議において、Lee 学部長は教官任用計画の進捗状況を次のように調査団に説明した。

A. 解剖学

現在、FAOに解剖学、生理学、薬理学、寄生虫学(とくに原虫学)の教授または助教授の派遣を要請している。FAOから何ら回答に接していないが、前向きに検討しているやに非公式情報を得ている。(FAOの書式で再度要請する必要がある。)

1985年10月までに派遣してくれることを希望している。

上級講師または講師のポストはザンビア国内で公告(新聞公募)された。

1985年10月までの採用を希望している。

この他、Prof. Akester が近く短期教官として到着する予定。

B. 組織学/発生学

アイルランド政府(HEDCO)はこの分野及び微生物学、病理学の講師募集の公告を最近行った。1985年10月までの採用は困難と思われるので3ヶ月の客員講師を人選中である。

C. 生理学

Prof. Felinski を1985/86に採用する方向である。(できうればFAOベースで)次年度は予防医学に移行予定。残念ながら現在健康がすぐれないので赴任が遅れる見込み。

Mr. Mizinga(獣医ではない、ザンビア人)が当面生理学をカバーする。

D. 薬理学

Dr. Bassudeを1986年1月から採用予定だが確認が得られていない。

B. 生 化 学

Prof.(Ms.) Lovelace が近く赴任予定。生化学の講義指導に必要な生物医学機器がないので、本年は医学部等から借用する。

F. 病 理 学

日本から石谷教授が主任として派遣される。

アイルランド Queens University のDr. Mackraken が3ヶ月短期派遣の可能性有り。臨床病理学の講師のポスト(募集)が本年1月、アイルランド政府(HEDCO)により公告され、採用が期待される。

G. 寄 生 虫 学

助教授ポスト(原虫学 Protozoologist)がFAOより採用予定

日本から北岡博士(内部寄生虫 Entomology)、多田博士(ぎょう虫学 Helminthology)が1985/86に派遣される。

H. 微 生 物 学

清水教授が派遣される。同時期に微生物学の短期専門家の派遣が要請された。

I. 免 疫 学

(現在欠員)

技官採用計画

1) 現在、生物医学講座に主席技官(Chief Technician)1名が配置されている。

2) UNZA はザンビア国内で10ヶ月前、技官公募したが適当な人材を得られなかった。2名の技官、(Technician)2名の技官補(Junior Technicians)を採用した。

3) UNZA は、2ヶ月前再度公募し相当の応募があった。主席技官(4)、上級技官(13)、技官(30)。

4) 技官採用には次の問題がある

獣医技官は農学、医学分野から通例採用されるので採用後、獣医研修の必要がある。

現在の施設(鉱山学部)では必要な技官の数が確定されない。獣医学部の骨格が完成した時点を想定し、一律の資格ではなく、個々の必要とする技官を採用する必要がある。

5) 各講座に1名ずつ主席技官を配置する他、在庫管理や運営管理総括する主席技官1名を配置することが望しい。

2) 青年海外協力隊の参加

R/D II 項に、本プロジェクトに青年海外協力隊が参加できる旨記載されている。1970年4月19日、日本政府とザンビア政府との間に取り交された交換公文に基づき、述べ234名の協力隊員が派遣された。1985年1月現在、約70名の隊員が派遣されている。

うち7名の獣医隊員が別表のように、農業水資源開発省獣医ツェツェ防除局所管の中央獣

医研究所、家畜衛生学院等に派遣され、活躍している。

ザンビア大学には鉱山学部に2名、工学部に2名の協力隊員が教育助手 (Teaching Assistant) として配置され、実際には講義、実習を担当し学生を指導している。宿舎はルサカキャンパス内の単身用住宅 (flat) が提供されている。

本プロジェクトにおいては、教官ポスト (academic staff) として、とくに教育助手 (teaching assistant) のポストを設けた。今後ザンビア政府 (ザンビア大学) の要請に基づき派遣される獣医隊員はこの教育助手のポストに配置されることになる。助手の任務は ①講義の準備、補助 ②実習・実験指導 ③野外実習 ④研究補助 ⑤機材保守等となる。

1984年11月派遣された長期調査員とザンビア大学関係者の間でこれら協力隊員を academic staff として処遇すること、及び、ザンビア大学で teaching assistant として一定の経験を経た協力隊員のうち適格者を専門家 (講師) として派遣する可能性があること、が了承された。

ザンビア大学は1985/86にはまず3名の協力隊員の派遣を希望し、早急にJOCVルサカ事務所に要望書を提出することになった。将来年間5名程度考えられている。

病理学、寄生虫学、微生物学、疾病予防分野にそれぞれ1名の獣医隊員、機材保守担当者の協力隊員1名の計5名の派遣が今後望まれる。

家畜衛生研究においてはザンビア大学は中央獣医研究所、家畜衛生院、州家畜保健所と連携し協力事業を推進する計画である。現在、派遣中の獣医隊員の多くはパーツ、試薬類の不足、専門技術的確な方向づけに悩んでおり、今後ザンビア大学獣医学部との連携が強化されることにより、単にザンビア大学への協力のみならず、ザンビア国全般にわたる家畜衛生分野の教育、研究の中核施設として本プロジェクトの役割が発揮されることが期待される。

3) 住 宅

ザンビア大学は住宅規定に基づき、採用する教職員に対し住宅を提供する。本プロジェクトにおいてもザンビア大学から日本人専門家及び家族に住宅 (hard-furniture のみ) が提供される。しかし空いている、適当な住宅が少ないので、できるだけ前広に専門家の到着時期、家族構成、要望をザンビア大学に伝えることが望ましい。ザンビア大学から、coordinator はできれば本年5~6月頃、専門家第一陣 (本年7~8月) の到着の2~3ヶ月前に赴任し、環境に慣れるとともに、専門家の住居準備にあたってほしい旨、要望があった。

ザンビア大学の住宅に備付きの家具類 (hard-furniture)

電気調理台 (electric cooker, 4個プレート付)

机、椅子、書棚、ベッド、マットレス

準備すべき家具 (soft-furniture)

什器類、カーテン、毛布、シーツ、枕、カーペット、電気冷蔵庫、フリーザー (ストッカー) 他

ザンビア大学所有の住宅は構内に多いが、その他 Kabulonga 地区等ルサカ市内に散在している。治安、便利さ、給水、住居スペース等諸条件を配慮し、住宅を選ぶことになる。Lee 学部長の場合、赴任後1ヶ月のホテル住いの後、大学構内の2階建メゾネット式の住宅(庭付)に移転した。

見学したところ、寝室(2)、リビング、ダイニング、キッチン、の構成で小さな庭があり、ザンビア在住外国人居住住宅の標準からいえば狭いが、満足すべき住宅と思われた。

短期専門隊には構内に単身用住宅(flat)があり提供される。また、アフリカ問題研究センターには guest house があり、短期の客員教授は宿泊可能と思われる。

仮にザンビア大学が適当な住宅を専門家に提供できない場合、専門家は JICA の住居手当の範囲で適当な住居を探すことになる。現在、政府ベースで2名の専門家が派遣されているが、ザンビア政府の所属機関から適当な住宅の提供が困難であったため自分で現在の住居を探し、契約したとのことである。

在ルサカには邦人(大使館員、商社駐在員、工事関係者、他)70名いるが、到着後すぐに適当な住宅を選ぶには困難がある。

方法は新聞広告欄のチェック、逆に“求む住宅”の広告掲載、口コミとなる。

住居のみならず、家具類について引越者の情報を入手し、譲渡の交渉をする場合が多い。

4) 専門家派遣手続(教官採用手続)

R/Dに明記されているように、専門家は両国間の技術協力計画の手続にしたがって派遣される。即ち次のとおり。

- ① ザンビア政府から専門家派遣要請書(A/フォーム)の提出。できれば任務内容(Job Description)を添付する。ザンビア大学→国家開発計画省→在ザンビア日本大使館→日本外務省→JICA
- ② 日本政府から専門家履歴書(B1フォーム)により通報、JICA→外務省→在ザンビア日本大使館→国家開発計画省→ザンビア大学
- ③ ザンビア政府から受入確認の通報
- ④ JICA 専門家派遣手続、赴任時期の通報
- ⑤ 専門家(家族)の赴任

一方、ザンビア大学は専門家を教官(教授、助教授、講師、research fellow, senior staff)として採用する形式をとるので、大学の雇用委員会(appointment committee 副学長を委員長とし、副学長補、校長、登録官、関係学部長、大学秘書長)の承認手続を必要とする。この際、詳細な履歴、文献リスト、推薦状3通等を必要とする。

(注)、ザンビア大学が教官採用する場合、その他、出生証明書、婚姻証明書、学歴証明書が必要となる。)

これらのことを勘案して次の措置をとることをザンビア大学関係者と了解した。

- ① JICAはB1フォームを提出する際、別途JICA様式の専門家英文履歴書を添附する。
- ② 専門家候補者はJICAに設置された本プロジェクト国内委員会において審査するシステムをとるので、ザンビア大学の必要とする推薦状 (referees reports) 3通に代えて、国内委員会尾形委員長の推薦状1通を添附することとする。
- ③ ザンビア大学の教官採用時に work permit を得るため出生証明書、婚姻証明書、学歴証明書 (professional / educational documents 卒業証書及び正式な英文翻訳文) が必要であるが、国家開発計画省に確認したところ、専門家は work permit を必要としない旨、明らかになった。
(*ザンビア政府のザンビア人雇用促進政策に基づき外国人を雇用する場合はザンビア人に適当な人がいない旨証明された後外国人の work permit が承認される。

5) 獣医師資格の取得

ザンビアにおける獣医師資格に関しては1975年8月19日成立した獣医師法 (Veterinary Surgeons Act) に規定されている。

獣医師登録の手続は、獣医局長 (Director of Veterinary and Tsetse Control Services)、獣医師審議会 (Board of Veterinary Surgery) 宛に英文の獣医大学卒業証明書 (D. V. M) 1通、及び履歴書3通を添付して申請書を提出すれば自動的に交付される。(無料であるが獣医登録官に gratis が必要な場合もある)。その登録は政府印刷局 (Government Printer) で記録され、ザンビア獣医師会 (Veterinary Association) にも送付される。

獣医師法別表に獣医師登録資格を有する大学が列举されている。①ナイロビ大学獣医学部卒業生 ②王立獣医科大学会員 ③イギリス、アイルランドの獣医科大学卒業生 ④英連邦のうち審議会に承認された獣医科大学卒業生 ⑤USA テキサス大学等15大学 ⑥ザンビア大学獣医学部卒業生 ⑦ヨーロッパの16大学

本プロジェクト事業の一環として教官(専門家)がザンビア大学獣医学部の家畜病院、野外診療活動に従事する可能性があるため、獣医師登録の必要があろう。詳しくは、獣医学部外国人教官の例も参考として、今後ザンビア側と協議した方がよい。

ザンビア大学は、獣医師の資格を有する教官が獣医クリニックを開業し、診療することを認めていない。また日本の技術協力の精神からも、派遣された日本人専門家が民間クリニックの活動に従事すべきではない。しかるにルサカでは多くの番犬が飼われる等、日本人専門家(獣医)が私的に診療を依頼される可能性は高いので、その場合違法行為としないためにもザンビア国で獣医師登録をしておいた方が望ましい。

4. 協力計画

1) 教官任備状況

1985/86年度の任備見通しは別表(P35)のように、空席が多く、見通しも明るくない。任備方法は、財源的に区分すると次の5種に分けられる。

- ① ザンビア大学：大学給与のみ（ザンビア人、直接契約外国人）
- ② JICA：全額負担による日本人専門家
- ③ アイルランド：大学給与との差額を補給（長期2名、単期各年2名）
- ④ 英 国： “ “ （長期4名）
- ⑤ FAO：8名を要請中であるが、（困難）現在不明。
- ⑥ 青年海外協力隊：現在獣医学部に協力 隊員はいないが、鉱山学部

には2名の隊員がおり、講義も一部担当させられている。

①、③、④については、それぞれの国内で広告による公募が行なわれており、第3国人（インド人など）などをふくめて多数の応募者があるが適格者は少く慎重に選択が進められているとのことである。日本が主としてカバーすることが予定されている病理・寄生虫・微生物学講座、Disease Control 講座の教官も公募されている。日本側の派遣計画がおくれた場合には、先に外国人で埋められてしまうことが起こりうる。Disease Control の主任教授は派遣はとくに重要で、なるべく早く国内人選を進める必要がある。Deen は石谷教授が1986年にDis Cont へ移行することを考えていたようである。

2) 学科目・カリキュラム

ザンビア側で検討された学科目内容（長期調査員報告）の中、Disease Control に関する考え方については、日本側とザンビア側（Dean）の間はかなり相違がある。集団予防を重視する日本の考えに対し、個体予防・治療（clinic）により重点がおかれ、Disease control と clinical studies を融合させた内容となっている。教官不足の現状では、教官にあわせたカリキュラムを組まざるを得ず、Dean は着任教官と相談の上でカリキュラムを作成して行きたい考えである。Disease control 科目を動物別にするか、病因別にするかについては決まっていない。いずれにせよ、少なくともDis.cont.については早めに科目と教官の編成人選を進め、適宜にDean に通知する必要がある。

3) 長期派遣教官は、ザ大学の教官任備委員会の審査を必要とするが、短期派遣講師はDean の承認のみでよく、日本側計画によって随時派遣が可能と思われる。

1985年度の派遣についてはとくに次の事を考慮する必要がある。

計画初年度であり、長期派遣教官は、授業のみではなく、生活環境の整備と適応、教育施設、教材の整備、将来計画作成など、責任と業務が過重である。初年度の短期派遣専門家（講師）は、講義・実習のみではなく、むしろ準備業務についても長期専門家を補佐する必要がある。したがって、必ずしも専門分野にとらわれることなく、海外生活、協力事業等の経緯や英語

の能力・会話力がある人物をなるべく多数派遣する必要がある。少くともその一部は長期専門家と同様に8月初旬に派遣することが望まれる。とくに微生物学は、範囲が広いこと、派遣予定専門家は発展途上国での経験がないので、この分野とくに短期専門家の派遣が必要でこの分野にとくに短期専門家の派遣が必要である。

4) 教材、教育内容等

○日本人教官のspeaking障害をカバーするために、テキスト、視聴覚教材の活用が重要である。Text bookを学生に貸与する事も有効と考えられる。

○教育内容に関して考慮すべき事項として次のようなことが考えられる。

- ① International standardsの教育が求められている。
- ② 試験で厳選された有能な学生であるが基礎学力については不明であり、おそらくかなり低いと思われる。
- ③ 卒業生の大半は政府職員となり、農業・畜産・公衆衛生・教育分野の高級職につく。
- ④ 卒後教育機関は無いので、すぐに役に立つ実技教育が必要である。
- ⑤ トリパノゾーマ病、東海岸熱等の原虫病がこの地域の最重要疾病である。原虫学助教授をFAOに求めているが、可能性は不明である。
- ⑥ ⑤の他この地域特有、熱帯特有の疾病が多く、講義、教材等に特別の準備が必要である。
- ⑦ 農業畜産が、近代的 Commercial farmと、原始的 traditional farmの2重構造になっており、両者の対応が必要である。
- ⑧ 高度の知識教育ではなく、基本と実地に重点をおく、hand to handの教育が望まれる。

5) 青年海外協力隊および中央獣医学研究所との協力関係について

現在ザンビアでは、66名の隊員が各分野で活躍しており、獣医師7名(女性2名)は、中央獣医学研究所(研究員)、地域家畜診断センター(全業務)、家畜衛生学院(講師)に配属されている。現地にとけ込み、明るく意欲的に活動しており、現地関係者の信頼と期待は大きいと感じられた。しかし、環境条件が整っていないために、彼(女)等の能力は十分に活かされていない。とくに transportation と 器具消耗品の絶対的不足は深刻な障害となっている。

中央獣医学研究所は数年にわたるFAOの援助でようやく機能が整い、今後の活動が期待されている。

獣医学部、青年海外協力隊および中央獣医学研究所の諸機関との協力は、3者機能の効率的な発現には必須のものと考えられる。獣医学部で基本的な技術を確立し、諸機関および隊員にサービスと技術伝達を行ない、後者からは野外の情報、教育研究の資料材料、学生実習の場、あるいは情報としての協力を得ることができる。

隊員の一部は teaching assistant として直接の協力を得ることとし、関係機関の了承賛同を得、必要事項をR / Dに盛り込んだ。

○協力の実施に当っては、適切な範囲で学部施設の利用、機材の供与を考慮する必要がある。青年海外協力隊は Volunteer であり、専門家とは基本的に性格を異にする。給与においては格段の差がある。専門家は Volunteer の精神を十分に理解、尊重し隊員に対応する必要がある。